

# 小・中学校 一貫教育・一貫校検討委員会報告の概要

## 新潟市立学校における一貫教育の基本方針について

新潟市立学校における「小中一貫教育」は、現行の法制や学習指導要領の枠内で実践する「小中連携教育」をさらに発展させたものとする。

### 新潟市立学校における小中一貫教育

1 中学校区単位を基本組織として「一貫教育」の推進に取り組む。  
これまでの取り組みにより、幼稚園・保育園との連携・関わりについても継続して取り組んでいく。

#### 【1】 組織：推進体制の確立

中学校区毎に「 中学校区一貫教育推進委員会」を組織する。  
一貫教育の基本的な計画を策定し、組織・体制を整える。委員長を選出し、委員長のリーダーシップの下に取組を推進する。  
推進委員としては、各学校の校長・教頭や保護者・地域の代表が考えられる。



【2】 全小・中学校の学力実態（NRT）、いじめ・不登校・問題行動実態（件数・人数）、体力実態（体力テスト）等のデータを中学校区内全職員で共有し、分析する。



【3】 共有したデータと分析結果により、中学校区の課題を明確にする。



【4】 共通課題を解決できた結果として期待される、中学校区の「目指す子ども像」を設定し、中学校区全職員による共通理解を図る。



【5】 設定した「目指す子ども像」を自校の学校教育ビジョンの中に反映させる。



【6】 中学校区の現状・事情を勘案した委員構成やプロジェクトチームを編成して、推進体制を確立する。

【1】～【6】について、各中学校区を単位として具体的なアクションにより取組と評価の推進を図る。

## 新潟市立学校における一貫校設置に係る基本方針について

新潟市では、すべての市立中学校区において前述の「一貫教育」の推進に努めるが、一体型のスタイル、いわゆる一貫校を設置する場合は、下記の事項を満たすことを必須の条件とする。

### 新 潟 市 立 小 中 一 貫 校

- 条件1 新潟市のすべての子どもたちが、選択肢の一つとして一貫校を入学・進学先の学校として検討・選択できること。
- 条件2 単なる、施設面・設備面での条件がそろったからというだけの理由による小学校と中学校の合体的な一貫校でなく、システム全体を見直し 検討すること。
- 条件3 一貫校の特質の一つである9学年全体での活動を十分に考慮した上で各学年の学級数を検討し設定すること。
- 条件4 適切な、学年の区切りを設定し、小学校段階における教科担任制導入について、導入を前提にして検討すること。